

開 会	事務局長	ただいまから令和元年度第3回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は■■■■委員以上の1名です。従いまして農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は13名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いいたします。
	議 長	それでは議事に入りますまでに本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。■■■■委員、■■■■両委員にお願いいたします。
第1号議案 第2号議案	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
		(担当者説明)
	議 長	ありがとうございました。関連ございますので議案第2号についても説明をお願いします。
		(事務局説明)
		(担当者説明)
	議 長	ありがとうございました。議案第1号、議案第2号一括提案させていただきました。ご意見ご質問ありましたらお願いいたします。 (質問なし) 無いようでございますので採決に移らせて頂きます。
	議 長	議案第1号「農用地利用集積計画について」異議なき旨回答することに賛成の農業委員会の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) ありがとうございました。挙手全員でございますので異議なき旨回答させていただきます。
	議 長	議案第2号「農用地利用配分計画原案の内容確認及び意見聴取について」異議なき旨回答することに賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので異議なき旨回答することとします。
第3号議案	議 長	続きまして議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございます。担当推進委員による現地調査をお願いしています。3-7、3-8について■■■■推進委員の報告をお願いします。
	■■■■番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号3-7について報告します。

	<p>場所ですが■■■■で■■■■がございますがそこより■■■■ ■■■近くに■■■■があります。そういう所になります。 す。調査日ですが6月24日に■■■■と調査しました。また申請者の■■■■ ■■■■のお話も聞くことができました。調査内容ですが譲り渡し人は体調 が思わしくなく農業を縮小される希望もあるようです。譲り受け人は以前 よりこの農地を手放す時には声をかけてくださいと声をかけておられたよ うで譲り受け人の宅地の隣地でもございますので譲り渡そうと決められた というような話をされました。所有権を移転されても何ら問題ないと思わ れます。続いて3-8について報告します。場所ですが■■■■になり ますが■■■■より■■■■のところに■■■■がございます がその近辺になります。調査日は6月24日に■■■■と調査しました。 調査内容ですが申請農地の譲渡人は町外へ住んでおられ高齢であり耕作困 難でありまた後継者もおられないことから譲り渡されるものです。譲り受 け人は規模拡大をしたいとのことです。写真綴り3pで写真がございます が畑といっても荒れたような畑で面積も狭いということでどうしてこれが 売り出されたかなという気もするんですが田んぼや畑とか一緒に売りたい という希望があったのかなという私の判断ですがそのように思いまし た。所有権移転されても何ら問題ないと思われれます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。続きまして3-9、3-10について■■■■ ■■■農業委員から報告をお願いします。</p>
<p>■ 番</p>	<p>失礼します。■■■■地区担当しております■■■番農業委員の■■■■ ■■■です。本来なら■■■推進委員が来て皆様にご報告なさるのが本意でござ いいますが本日は所用で欠席でございます。私が変わりましたご報告申しあ げます。3-9でございますが去る24日に■■■推進委員と私と借主の■■■■ ■■■■の名前で借りておられますがご主人の■■■■において 頂きまして3人で現地確認をさせて頂きました。いずれにいたしましても 耕地としては作れるところではありますがなかなか作れない所もあるよう でございますからいずれも頑張って作ってくださいよという風に■■■■ にお伝えしておきました。■■■■と■■■■はご夫婦でございま して■■■■を買ってそこへ将来住まわれるような思いがある んではなかろうかと思っております。場所としましては■■■■から■■■■ ■■■■ところがございます。■■■■から上へ■■■■くらいと いうちょうどその中間あたりになろうかというところでございます。そう いった所で農地の確認をさせて頂きましたのでご審議のほどよろしくお願 いします。引き続きまして■■■の■■■■の農地を■■■■が譲 り受けられた件でございます。これは■■■の■■■■でございます。■■■ ■■■■と申しますと■■■が■■■■近く入ったところ■■■■へ行く 道中で■■■■を通過しまして■■■■の集落へ入るわけござい ますが最初の方でございます。■■■■の家から■■■■でござ いまいしょうか■■■■の農地があります。■■■■は■■■■ですが■■■■ ■■■と接近したところでございます。従いまして■■■に皆様にご審議頂き</p>

		まして■■■■の農地が出たわけではありますがこれが今の申請が出るのが1筆もれておったようでございます。従いまして今回このような議案が出ております。審議のほどよろしく申し上げます。以上でございます。
	議長	ありがとうございました。3条申請についての説明が終わりました。ご意見ご質問ありましたらお願いします。 (質問なし) 無いようですので採決に移ります。
	議長	議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第4号議案	議長	続きまして議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしています。■■■■の案件について■■■■推進委員報告をお願いします。
	■■番	■■■地区担当の■■■です。受付番号5-5と5-6は隣接しております。航空写真27ページと28ページを見ていただくと分かるのですが小道を挟んで隣接していますので合わせて報告させていただきます。場所は■■■■の■■■■の■■■■を■■■■の■■■■にあります。6月26日に■■■委員と私とで2人で現地調査を行いました。申請農地は日当たりがすごく良好であります。太陽光発電設備用地に適地であると思われます。譲り渡し人は譲り受け人の要望に応えまして申請地を譲渡し有効活用して頂き経済産業省の再生可能エネルギー普及政策に貢献したいと考えておられるそうです。譲り受け人は売電事業に参入し安定した収入を得て経営改善を図るため申請地を譲り受けまして太陽光発電設備用地に転用し太陽光パネルを設置するものです。周辺農地に係る営農条件に支障はないものと思われます。また申請にあたり添付書類等々も全てそろっておりますので問題ないと思われます。審議のほどよろしく申し上げます。
	議長	ありがとうございました。続きまして5-7の案件について■■■農業委員報告をお願いします。
	■■番	■■番■■■です。■■■■を担当しております。本来なら■■■委員が報告させていただきますのですが本日欠席という事で私が報告させていただきます。受付番号5-7について報告します。位置の報告なのですが場所は■■■■から■■■■に行っていますと■■■■の事務所がありますが道路を挟んで上のほうになります。調査ですが昨日■■■さんと■■■■と私と3人で調査しました。調査の内容ですが申請のあった土地は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の

		農地でその他2種農地です。周辺の農地や民家にも影響がないものと思われます。経済産業省の再生エネルギー発電施設認定済みで設計書、資金証明、土地利用計画図、被害防除措置計画書等許可の要件を満たしていると思います。以上の報告ですがよろしくお願ひします。
	議長	続きまして5-8の■■■■の案件■■■■推進委員お願ひします。
	■■番	■■■■地区担当の■■■■です。5-8について報告します。場所は■■■■の■■■■より■■■■のほうに■■■■くらいいったところに位置します。6月24日に■■■■農業委員と現地を確認いたしました。分かりづらいのですが写真を見て頂くと19ページの山の方と赤く囲っている所の下が川なのですがここは土羽が崩れる恐れもないように思われました。上の方は綺麗に整地されておりこの角のほうに見えますようにコンクリートのブロックも一つ置いてありました。先程言われましたように不勉強でついやってしまったということで始末書も添付されておりました。問題ないと思われまが審議の程よろしくお願ひします。
	議長	ありがとうございました。5条関係の説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願ひします。
	議長	5-7の太陽光272枚の74.8kwというのは？
	事務局長	最大が49.5kwでした。すみませんでした。電池の容量が74.8まで蓄電できるということでした。
	■■番	■■番■■■■です。5-5と5-6なのですが道を挟んで北と南で業者さんが違うのは何か理由を聞かれていますか？あとパネルの数が5-5が192枚で5-6が221枚ですが5-5と5-6で面積が3倍くらい違うのにパネルの数が30枚くらいしか違わないのは全面を使うのか。もし使わないのだったら防除措置計画されているのかお聞きたいのですが。
	事務局長	まず5-5ですが全面の配置になっております。5-6も全面なんですけど細長い土地でございますので縦に配列しますと4列が奥までいっているような状況でございますけどまだ配置できていないかと思ひます。5-5は隙間なく全面に配置となっております。
	■■番	■■■■も業者が違うところに譲り渡されている。業者任せなので詳しいことは言われていません。
	■■番	5-5の■■■■って以前に別のところで太陽光をされておいて僕が質問したと思うんですが枚数と面積が違うのではと。現地確認していませんが■■■■だと思ひますが確認されましたか？施行業者に確認お願ひしたいのですが。
	事務局長	いつ頃の工事でしたか？
	■■番	11月頃だったと思ひます。
	■■番	去年の11月のはまだ着工していません。
	事務局長	今までの5条の太陽光発電についてですけど許可の日から3ヶ月後に進捗状況を報告する。あとは完成までに1年ごとに報告することになっていま

		す。しかしながら今年になって完成報告が出たのも3年前のもので。言うようにうちの方もその都度督促をして出てないものには報告をしてくださいと言うのを事務局の怠慢でやっていません。なので今年はそれを洗い出して督促をしなければならないと思っています。先程の件も3ヶ月たっていると思いますのでそのところを業者に確認したいと思います。委員さん、推進委員さんにもお願いがあるんですが先程言いましたように許可の日から3ヵ月後、後は1年、完成までに1年ごとに報告の義務があります。そのことについては申請の方に資料をお配りしているのですが委員さん推進委員さんの方もですね先程みたいにここは工事してないよとかそういう事があつたら土地の所有者等にですね伺いを立てて頂きたいという風に思っています。
	■番	もう一度教えてください。
	事務局長	許可を出してから許可証と一緒に進行状況報告書というのを付けて出します。それにも許可の日から3ヶ月後に状況報告してください、今どういう状況かというのを。全部が全部報告が出てきておりませんのでその業者所有者さんにはですねうちの方から督促をしていこうと思っています。
	■番	1年後には完成ということですか？
	事務局長	完成までずっと報告義務があります。3ヵ月後と1年後。その間に完成があつたら完成報告書を出して頂く。ずっとそのまま放置されている状況ですとうちの方で改善命令又は取消しもできるようになっています。
	議長	広島でも最近よく出だしたんですが発電能力とパネルの枚数に莫大な開きがある。300、400枚あるのに49.5kwっていうのがあるんです。どうも聞いてみますと買入れ単価も下がっているという事で蓄電池を設置して昼間に十分に発電をしないと夜間に蓄電池の売電をするというような業者も最近出ているそうです。だからとんでもない枚数が出ています。これもどこまで採算が合うかわかりませんがそういうような業者もちらほら最近はお出だしたということのようです。恐らく今許可を取って高い価格の許可をとって設置をしてないものについては今年度末くらいに工事が完了してないと取り消しになるんじゃないかと思うのです。莫大許可を取っておるが設置をしてないのがあるそうです。まだまだ出てくるのかなと。先般から新聞にも出ていますがFIT法というのがもう少しで廃止になるそうですので今後は自動的に電力会社買い取るのというのではなしに自分でどこかに打って逃げんといけんということと直接売買ができるというような形に変わってくるというようなことですのでまだまだ複雑化してくるのかなあというような気がするのですがね。
	■番	こういうのが出ると疑問に思っているのですが多分こういうのって20年間の契約なんじゃないかなと思ってるのですが20年が過ぎた時にどうなるのかなって。■の譲り受け人になっているひとは同じところばかりがしていると思うのですが譲り受け本人は土地を見にこないくらいの人だけがこういるのではと思うんですが。投資だけされているので20年たったときどうなるのかなあ心配があるのですが。業者はどうなのでし

		ようね。
	議長	<p>このことは農業会議の中でもよく各会長さんから出てまいります。要するに電力会社と設置者との売電契約は20年契約で20年間は同一単価で買い取りをしてくれるということですが恐らく言いましたようにこの事業が始まってあれこれ20年たつんだらと思うのです。FIT法という法律の中で運用されているのですがこれが廃止するというような報道も出ておりますので20年経過をしても発電は続くと思うのです。ただし20年経過したら家庭用の屋根に付けているものも10年経過したら今11円か18円かというでしょ。だからもうそれではもったいないんで200万か250万かけて蓄電池を取り付けなさいという売り込みが来ております。という事は早く経済産業省のほうで20年経過した後のリサイクル法にしても撤去後の対応にしても何か法的規制をしてくれんと太陽光がたくさんある地域では幽霊屋敷になるか地域全体がやる術がなくなるよね。全然、発電しなくなるわけじゃないそうです。発電は続くということですから下手をすると漏電事故が起きたりするということ。だから今国のほうでここの規制が検討されているかどうか分らんのですが何も無いのです。だから20年たって単価が安くなったから発電事業を全部やめたということでパネルを全部撤去してくれればまだ救いがあるんですがそのまま投げられたらどうにもならんぞということが起きるかなと。県の方にもこういう問題は早く経済産業省で体制を整備するよという要請も出しているんですがいっこうにそういう反応が戻っていません。ひどいのはこちらでも広島市と廿日市をまたがって農地と山林合わせて65haの太陽光発電施設の計画が出た今回去年の大雨で多少土地の形態が変わってきたのでと変更申請が出ておりましたが、65haと言うたら物凄い面積ですが。これらがそのまま放置されたらとんでもないことが起きるのかなと。業者に言わずとパネルは30年くらい発電するというのですがパネルが良くてインバーター5年、10年。</p>
	事務局長	<p>業者にもよるのですが当初は中国製で5年くらいの保障だったようです。社名を出すと[]は当初から20年の保障期間を設けているようです。保障期間中は業者が保証してくれますのでパネルによっても枚数が違う点にも関連があるかもしれませんが当初の中国産はだいぶ太陽が上にないと発電しない。[]のパネルは15度の角度で発電するのでそういうところで枚数が少なくてもいい。上にこないと発電しないところはたくさん枚数を設置しないとだめよということもあうように聞いております。今のパネルは会長が言っておられたように20年くらいが保証期間のようです。20年は当たり前その能力の分が発電すると聞いております。聞いている業者では今年が最後だと。来年から採算が合わない、今でもぎりぎりだそうです。今年は飛込みが多いんじゃないかと。</p>
	[]番	<p>結局、面積が違うのに同じだけの発電容量があるということはパネル自体の性能が違ふと。</p>

	事務局長	だと思います。
	■番	要は終わった段階でちゃんと設置ができていて枚数が配列通りできているか足元の防除ができていないか？先程言われてた経過報告とか契約にあればしっかり守って頂けたらいいなと思います。
	議長	他にございませんか？無いようでございますので採決に移らせて頂きます。 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第5号議案	議長	続きまして議案第5号「農地利用状況調査による非農地承認について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	■番	■番■番です。議案を見たときに非農地承認の時にできれば地区をまとめて頂きたいのですが。それは可能ですか？僕が担当している■番があちこち分散して入っています。まとめて見るという事ができないのでできれば地区ごとにまとめて頂ければ嬉しいです。
	事務局長	今ですね、相談員さんの各地区のデータがあがってきたものに番号をつけて処理しています。連番にしていこうとするとこういった表のやり方になってしまいます。この表をまた別の表で各地区ごとにまとめてくださいと言ってもらえればまとめていきたいと思うのですが。
	事務局	所有者の方のあいいうえお順で番号をとっています。地区がばらばらになります。それから1度に全てかけられないので相談員さんが見てもらっている範囲の中での所有者の方のあいいうえお順なのでまた同じ人の土地が次の時出てくる場合もあります。1度に全て見ていたらそういう事はないのですが。
	■番	前は並んでなかったですか？
	事務局	前はあいいうえお順でなくバラバラでした。
	事務局長	分かりやすい表に今後検討していこうと思います。
	議長	まだかけないといけないのはたくさんある？
	事務局	まだあります。今の予定では次が8月くらいの総会にかけさせてもらおうかなと思っています。農業委員会が非農地証明出すのが仕事ではないのですがあまりにも本町の場合は多いですね。今年はこの調子でいくと100haくらい出るんじゃないかと思うのですが。
	事務局	余談になるんですが今あげさせてもらっているのは山林化したもの、木が生えて山林化したものだけをあげさせてもらっています。そうでなくてかやが生えたとか草が生えて原野並みのものはあげてないというところですから非農地としてはまだまだ増えているという状況です。法務局の方へご本人さんが地目変更されれば法務局の方から本町へ撮っている写真を提供

		してくださいというような問い合わせがあります。写真を提供して写真の方で法務局が非農地かどうか判断をします。
	事務局長	また補足になります。山林化したものがこれですのでそれ以外の公衆用道路、建物が建っているそういうものを含めてまだまだあります。先日、法務局と協議しまして山林化だけでなく公衆用道路、建物があるものも非農地承認で出してもいいよというふうに返事を頂きましたのでまだそれを含めるとですね数字はまだ増えるのではないかと考えております。
	議長	8月からみなさんにパトロールをして頂くわけですが7月1日に県内の農業委員会の事務局長会議を開いて認定基準をもう1回確認しようということになっています。優良農地を残すというのが目的で残しても仕方ないようなものについては落とさざるを得んのかなということになると木が生えてないと非農地ではありませんよ、かやではまだ非農地ではないんですよ、遊休農地ですよという表現になっているのですがもうこの谷は非農地化するのもやむを得ないという判定ができるのはかやのところでも非農地に落とさざるを得ないのかなあ。問題は航空写真を見たときに法務局がどうかということなんです。国の基準から言えばかや等についてはまだ非農地ではないです。かやが何十年も生えるところも根っこを取ってしまったら肥え土が全然なくなるし。ここらが課題かなということと去年の場合はうちの場合はA判定が少なかったんです。ここらを今年の判定の中でA判定にすれば農家の方で意向調査をして6ヶ月経過後に再調査の結果、意向調査通りになってない場合は固定資産税を1.8倍に引き上げますよというのがあって去年は意図的に不耕作地というような判断の中で処理をしたというような経過があるんですが県内どこも基準を明確にしてほしいというのがでましたが現実的には難しいだろうなというのが県の判断のようですので来月の1日に局長会議の中でどのような提案がでてくるか。去年はA判定はほとんどなかったよね？できるだけ農家の方へ固定資産税があがらないような配慮をしてはいるのですが要は中間管理機構へ全部貸しますよといって1反以下の場合は中間管理機構が借り入れを拒否しますのでそういう場合は固定資産税アップの対象にはならんよということがあるんでここらも上手に利用しながら対処していく必要性があるかというふうに思います。そこらも合わせてみなさんのほうで何かお考えがあればまた教えて頂ければと思います。それでは採決に移らせて頂きます。
	議長	議案第5号「農地利用状況調査による非農地承認について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございます。申請通り許可することとします。
	議長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。

		午後2時42分
		以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。 令和元年7月29日
		<div style="border-bottom: 1px solid black; padding-bottom: 10px;"><p>■</p></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; padding-bottom: 10px;"><p>■番 ■委員</p></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; padding-bottom: 10px;"><p>■番 ■委員</p></div>

